

【第2弾】 中小企業等経営継続支援金を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等経営継続支援金とは

下記の「対象となる方」に、新型コロナウイルス感染症防止の対策や販路拡大、生産性の向上などに向けた経費の一部を助成します。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方

1. 市内に主たる事業所や店舗等を有している中小事業者の方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月間の平均売上が前年同時期比で10%以上減収していること
※新規開業者は、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月の平均売上とその前月の売上を比較します。
3. 令和2年度栗原市中小企業等経営継続支援金を受けていないこと
4. 国や県など、本支援金と同様の補助金を受けていないこと

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。

◆申請期間は

令和3年4月5日から5月31日まで

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市ウェブサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布しています。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書 ◇取組計画書 ◇収支予算書
- ◇売上が減少していることの報告書
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

◆助成内容は

対象経費の4分の3以内の額

上限額 50万円、下限額 5万円

◆対象となる事業は

【販路開拓・生産性向上・感染防止対策】

- 例)
- ・インターネット販売システムの構築
 - ・キャッシュレス機器導入
 - ・新商品開発のための機械購入費
 - ・展示会出展の出展料等
 - ・販路開拓、生産性向上に結び付く店舗改装
 - ・バリアフリー化などの改装費
 - ・感染防止対策による集客、販路拡大

◆対象となる事業期間は

交付決定後から9月30日までの間に完了する事業

- 注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします（4月1日掲載予定）。
- 注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。
- 注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、助成金の返還を求められることがあります。

【期間延長】国の農林漁業者のための 経営継続補助金の採択者を支援します



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農林漁業者経営継続支援事業とは

下記の「対象となる方」が、経営継続補助金経営計画書に基づき、機械装置等費、広報費、展示会等出店費などに関する経費等の100分の15以内の額（個人申請は上限20万円、グループ（共同）申請は構成員数（最大10人まで）×20万円を上限）を助成します。

◆対象となる方は

国の支援事業である農林漁業者のための「経営継続補助金」の事業採択を受けた市内の農林漁業者で、**令和3年2月末までに機械の納品が間に合わない等のやむを得ない理由で、事業実施期間の延長を認められた方**

◆申請期限は 令和4年3月31日まで

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇経営継続補助金交付決定通知書の写し
- ◇申請時に提出した経営継続補助金経営計画書の写し
- ◇経営継続補助金に係る事業実績報告書の写し
- ◇補助対象経費に係る領収書の写し
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。